

令和5年3月9日

名寄市長 加藤 剛士 様

名寄市国民健康保険運営協議会

会長 栗原 智博

令和5年度国民健康保険税賦課限度額の改正に関する答申書

令和5年3月3日付け名市国第115号により諮問を受けた令和5年度国民健康保険税賦課限度額の改正について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1 経緯

国民健康保険税に係る「令和5年度税制改正の大綱」が令和3年12月23日に閣議決定され、賦課限度額について、被保険者間の保険税負担の格差是正を図る観点から、負担能力に応じた応分の負担を求めるものとなっている。

当協議会では、大綱の趣旨を踏まえ、これまでの当協議会における限度額改定に関する答申を鑑み、限度額改定における超過世帯割合等をもとに慎重に協議を行ったもの。

2 答申内容

令和5年度国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を20万円から22万円に引き上げる。

この度の国民健康保険税の賦課限度額の改定については、被保険者間の負担能力に応じた応分の保険税負担を求め、中間所得者層や低所得者の負担緩和に資すると判断し、国の制度改正と同様に限度額を改定することを了する。